

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年3月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
35,804
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
323,773
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,765
新潟市東区	37,071
新潟市中央区	49,060
新潟市江南区	18,861
新潟市秋葉区	20,897
新潟市南区	11,934
新潟市西区	42,682
新潟市西蒲区	15,042
長岡市三島郡	72,929
上越市	50,688
三条市	25,850
柏崎市刈羽郡	22,900
新発田市北蒲原郡	29,526
小千谷市	9,213
加茂市南蒲原郡	10,101
十日町市中魚沼郡	15,817
見附市	10,769
村上市岩船郡	16,801
燕市西蒲原郡	23,719
糸魚川市	10,799
妙高市	8,291
五泉市東蒲原郡	15,687
阿賀野市	11,055
佐渡市	13,756
魚沼市	9,248
南魚沼市南魚沼郡	16,666
胎内市	7,609